



令和6年(2024年)1月15日

物価高騰対応重点支援給付金を支給します

エネルギー、食料品等の価格の高騰の影響を特に受けている低所得世帯に対して「物価高騰対応重点支援給付金」を下記のとおり支給します。

記

1 支給対象世帯

(1) 住民税非課税世帯(世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯)

基準日(令和5年12月1日)における世帯員全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(2) 住民税非課税相当世帯(申請月直近の3か月間の収入または所得が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯)

(1)の世帯以外の世帯のうち、予期せず家計が急変し、(1)の世帯と同様と認められる世帯

※(1)は基準日時点、(2)は申請日時点において本市に住民登録がある世帯が対象です。

※(1)(2) いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

2 支給額

1世帯当たり7万円

次ページに続きます。



3 申請手続等

- ① 世帯全員の令和5年度住民税(均等割)が非課税であり、3万円の給付金(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金)を受給された世帯

申請は不要です(口座変更を希望する場合等一部例外を除く。)

3万円の給付金を受給された口座に振り込みます。

- ② 世帯全員の令和5年度住民税(均等割)が非課税であるが、3万円の給付金を受給しなかった世帯
または 予期せず収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

申請が必要です。

令和6年3月8日(金)【消印有効】までに、申請書類等を市に提出します。

※住民税非課税世帯については、令和6年1月31日(水)から順次郵送で通知をお届けする予定です。

※住民税非課税相当世帯については、本市の窓口およびホームページで周知するほか、広報ひこね令和6年2月号にチラシを挟み込む予定です。

4 問合せ先

彦根市コールセンター 物価高騰対応重点支援給付金 担当

0120-784-777 (平日の9時から17時まで)

※土曜日、日曜日および祝日は、受け付けしていません。

問合せ先

彦根市福祉保健部社会福祉課

担当 小川・橋本

TEL : 0749-22-0997